質の担保

論点①－2　配置基準の弾力化

対応案

■ サービスの質の確保や職員の負担に配慮しつつ、サービスの維持・確保を図るための、サービス事業所間の連携やICT機器の活用等を前提とした管理者・専門職の配置基準の弾力的な対応を行うにあたり、特定地域サービスの実施に関し、以下のとおりとしてはどうか。

・福祉人材確保に係る取組、かつ、生産性向上に係る取組を行っていることを実施の要件とすること

・緩和の内容に応じて、ICT機器の活用、サービス・事業所間での連携（社会福祉連携推進法人への加入・介護事業者の連携強化に係る協定の締結）等、サービスの質の確保や職員の負担への配慮のための措置を講じていることを求めること

・特定地域サービスを実施する場合、事業者、利用者、ケアマネジャー、市町村の職員等が参画し、配置基準の弾力化に伴う職員負担が過大となっていないか、サービスの質や安全性に影響が生じていないか等について確認を行う「特定地域運営推進会議」を定期的に開催する（概ね６月に１回以上。施設サービスにあっては概ね２月に１回以上。）ことを求めること

・制度導入による利用者・従業者等への影響について、国や自治体が事後的に検証を行い、評価を行うこと

（注）こうした評価等を行う自治体や専門職の負担等も踏まえた制度設計にする必要がある。

■ 施設における特定地域サービスの報酬に係る国が定める基準について、このようにサービスの質の確保等を前提とすることから、配置基準の弾力化に伴い低い水準を定めることとはせず、指定サービスと同様としてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.55 より抜粋

質の担保

論点①－2　配置基準の弾力化

論点①－２

■ 中山間・人口減少地域について、人材確保や今後のサービス継続が極めて厳しく、現行の基準のままではサービスを継続することが困難となる可能性があるところ、サービスの質の確保等のための仕組みを前提として、利用者の処遇が適切に行われ、かつ、職員の業務負担の観点から支障がない場合に限った配置基準の弾力化等の対応が求められている。

■ 具体的には、論点①－１のような配置基準の弾力化を行うに当たっては、サービスの質の確保及び職員の負担への配慮の観点から、自治体による運営指導のほか、運営推進会議や外部評価といった公正・客観的にサービスの質を確認できる取組や、従業者等が参加する委員会の実施を要件とすること、市町村・ケアマネジャーといった専門職等による定期的なモニタリング・アセスメントや見直しを要件とすることが必要であるところ、そうした方策について、どのように考えるか。

■ 特定地域サービスの報酬について、国が定める額を基準として、市町村が定めることとされている。施設系サービスにおいては、従来から包括報酬であることに加え、このようにサービスの質の確保等を前提とすることを踏まえ、その報酬についてどのように考えるか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.54 より抜粋

質の担保

特定地域運営推進会議（仮称）について

○　特定地域サービスについては、配置基準の弾力化や包括的な評価の仕組みを導入することを踏まえ、サービスの質を確保するとともに、制度の適正な運用を図ることが重要である。このため、地域密着型サービスにおける運営推進会議等も参考に、事業者が、利用者、市町村、ケアマネジャー等の地域の関係者の参画を得て、サービスの提供状況等を明らかにし、確認や評価を受ける仕組みとして、「特定地域運営推進会議」を設けることとしてはどうか。

会議の名称	特定地域運営推進会議	対象サービス （介護予防を含む）	特定地域サービス
目的	特定地域サービスを実施する事業者が、利用者、市町村職員、ケアマネジャー等の地域の関係者に対し、サービスの内容や提供状況等を明らかにし、その確認や評価を受けることにより、サービスの質の確保及び包括的な評価の仕組みの適正な運用を図ることを目的として、設置するもの。		
構成員	事業者（従事者を含む）、利用者、利用者の家族、ケアマネジャー、市町村又は地域包括支援センターの職員、有識者 ※　必要に応じて、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等）や地域の医療関係者（地方医師会の医師等、地域の医療機関の医師やソーシャルワーカー等）等 ※　有識者は、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者等も含め、そのサービスについて知見を有する者として、客観的、専門的な立場から意見を述べることができる者		
開催頻度	概ね６月に１回以上（施設サービスにあっては概ね２月に１回以上） ※　関係者の確保や事務負担の軽減を図る観点から、会議の開催に当たっては、情報通信機器（ウェブ会議システム等）を活用した開催又は参加を可能とする		
会議の内容	事業者は、サービスの提供状況、職員の配置状況等について報告するとともに、利用者の状態やニーズ、ケアプランに照らし、必要なサービスが適切に提供されているか、配置基準の弾力化によりサービスの質や安全性に影響が生じていないか、包括的な評価の仕組みが適正に運用されているか等について、会議による確認や評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。		
記録の作成と公表	報告、確認・評価、要望、助言等についての記録を作成し、記録を公表（事業者の義務）		
合同開催	複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認める。 ⅰ　利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ⅱ　同一の市町村の特定地域内に所在する事業所であること。		

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.53 より抜粋